

一九五八年憲法におけるフランス違憲審査制の制定経緯

——二〇〇八年憲法改正による事後審査制導入から見る——

池 田 晴 奈

目次

はじめに

第一章 一九五八年憲法制定過程における違憲審査制に関する条文案の変遷

第一節 制定過程における条文案の変遷

一 一九五八年憲法で採用された条文案

二 一九五八年憲法で採用されなかった条文案

第二節 制定過程における条文案の検討

一 大統領の権限強化

二 法律の合憲性審査機関の名称

三 憲法院への提訴権者

四 一九五八年憲法で採用されなかった条文案について

第二章 一九五八年憲法による違憲審査制の制定理由

第一節 憲法起草者ドゥブレの見解

第二節 違憲審査制の制定理由に関する再検討

一 一九五八年憲法に至るまでの違憲審査制の歴史

二 一九五八年憲法によるフランス独自の違憲審査制の制定理由

むすび

はじめに

近年、イギリスとフランスは、長年の裁判制度に対する考え方を大きく転換させた。

イギリスでは、二〇〇九年一月一日、約六〇〇年の間、維持してきた司法制度を変え、従来上院が担ってきた裁判を行う最高裁判所が設置されたのである。議会主権の伝統を重んじてきた国において、この変革は注目されている。^②

他方、フランスにおいても、統治制度を大幅に改革した二〇〇八年憲法改正によって、市民は初めて、大統領の審判後、すなわち事後に法律の合憲性について提訴することができるようになった。^③ これまで法律の合憲性について提訴できるのは、政治家に限られていたため、大きな変化といえる。

フランスでは、長い間、「法律は一般意思の表明である」(一七八九年人権宣言六条)という考えが貫かれ、議会の制定した法律の合憲性を審査する制度が導入されることはなかった。^④ フランスが、違憲審査権を行使する機関として憲法院を創設したのは、一九五八年の第五共和制憲法による。憲法院は、行政権からも司法権からも独立した新たな機関と

して設けられた。憲法制定当初、違憲審査機能に関して、議会と政府の権限分配を主な役割としていたにもかかわらず、憲法院は、一九七一年結社の自由判決で機能の転換を遂げ、法律が人権規定に反し違憲か否かについて、積極的に判断するようになる。しかし、憲法院はあくまでも大統領の審署前、すなわち法律の発効前という事前の範囲内で法律の合憲性審査を行ってきたのであったが、二〇〇八年憲法改正により、事後審査も合わせて行うようになったのである。⁶⁾二〇一〇年五月二八日に初めて法律の事後審査を行ってから、憲法院は次々に判断を下している。このように、憲法院は、事前審査制の下で人権保障機関としての地位を築き上げた結果、その機能を事後審査にまで拡大させたのである。

これまでの違憲審査制の変遷を顧みると、一九五八年憲法でフランスが違憲審査制を取り入れたことが、現在の状況に至る大きな要因であったといえよう。とすれば、なぜ長年の議会中心主義の考え方を押し退けてまで、違憲審査制を導入しようとしたのか、また、モデルとして何らかの制度を意識して、憲法院を設置したのか。これらの問題関心から、第五共和制下での憲法院の違憲審査機能の変化に関して我が国でも数多くの研究が重ねられてきているが、本稿では、根本に立ち返り、一七八九年の革命期から一九五八年の憲法制定に至るまで議会中心主義を貫いてきたフランスが違憲審査制を導入するという大きな変化について、一九五八年憲法制定による憲法院創設の経緯を考察し、その理由を検討したい。

そこで、本稿では、まず、一九五八年憲法草案段階における違憲審査制、すなわち憲法六一条を中心に制定過程を紹介し、憲法制定当初、違憲審査制の創設に関して何が問題となっていたのかを考察する。続いて、一九五八年憲法起草者であるドゥブレの違憲審査制定に関する考えを検討し、これまでの研究と合わせて違憲審査制の制定理由について再検討する。最後に、現在の憲法院に残された違憲審査機能の課題について触れて、本稿を締めくくりたい。

なお、本稿では、二〇〇八年憲法改正による事後審査制導入から振り返って一九五八年憲法による違憲審査制の制定

経緯について検討するため、憲法院の審査対象は、義務的に審査する組織法律および議院規則(六一一条一項)ではなく、任意に提訴を受けたときのみ審査する通常法律(同条二項)に限定する。

第一章 一九五八年憲法制定過程における違憲審査制に関する条文案の変遷

本章では、一九五八年憲法制定過程において、違憲審査制を制定するにあたって、何が検討され、どのような条文制定の変遷をたどったのかを考察する。そのために、まず、一九五八年憲法制定過程における条文案の変遷を紹介し、その後、項目ごとに議論された内容を検討する。

第一節 制定過程における条文案の変遷

一 一九五八年憲法で採用された条文案

(一) 通常法律の合憲性審査に関わる条文案

現行憲法六一一条二項は、「同じ〔合憲性審査の・筆者注〕目的で、法律は、その審署前に、共和国大統領、首相、国民議会議長、元老院議長、または六〇名の国民議会議員もしくは六〇名の元老院議員によって、憲法院に付託できる。」と規定している。なお、六〇名の各議員については、後述の通り、一九七四年憲法改正で加えられたものである。

本条に関わる法律の合憲性審査が、初めて提案されるのは、一九五八年六月三〇日に、シャンドルナゴル(A. Chandernagor)がモレ(G. Mollet)元首相に宛てて作成し、閣議(Conseil interministériel)に付託されたものである。その条文案は、次の通りである。

「第六條 共和国大統領は、法律が憲法に反すると考へる場合、憲法裁判所 (tribunal constitutionnel) に付託する権利を与えられる。」⁽⁷⁾

その後、七月八日に、諮問委員会 (groupe de travail) は、法律の合憲性審査を行う機関の名称を変更し、憲法裁判所ではなく、憲法委員会 (Comité constitutionnel) の設置を提案した。また、法律の合憲性審査に関する提訴権者についても、次のように提案している。

「第E条 ①法律の審署の期日までに、共和国大統領、元老院議長（もしくは元老院議長が複数の場合はそのうちの一人）および国民議会議長は、議会によって可決された法律を違憲とする申立を憲法委員会に付託することが出来る。」⁽⁸⁾

本条で初めて、「法律の審署の期日までに」という文言が入り、法律の合憲性審査が審署前、すなわち事前審査として行われることがここで定められた。

同年七月一〇日頃の憲法草案で、E条はD条となり、一項は次の通り修正された。⁽⁹⁾

「第D条 ①法律の審署の期日までに、共和国大統領、元老院議長、国民議会議長もしくは首相は、憲法院に対して違憲の法律とする申立を付託することができる。」⁽¹⁰⁾

D条一項で、違憲審査権を持つ機関の名称が、憲法委員会から憲法院 (Conseil constitutionnel) に変更される。また、法律の合憲性審査の提訴権者に首相が加わり、四名となった。

二日後に提出された七月一五日憲法草案では、D条が五二条となり、次の条文案が採用されている。

「第五二条 ①法律の審署の期日までに、共和国大統領、首相または両院議長は、議会によって可決された法文の合憲的性質 (caractère constitutionnel) を尊重することを憲法院に要求することが出来る。」⁽¹¹⁾

七月一九日憲法草案では、五二条は五八条に移行し、内容はそのまま採用された。⁽¹²⁾

八月五日には、さらに新たな修正として提訴権者に両院の三分の一の議員が加わる案が提出されるが、その後、削除されている。この案については後述する。

内容が修正され、現行条文の表現になったのは八月二一日の憲法草案においてであり、その後は一部修正および掲載箇所が変わるのみであった。九月一日の閣議で、六〇条に移行しており、その条文案の中で、一部修正された。⁽¹³⁾

九月三日には、同条は六一条二項に移行し、採択された。

(二) 憲法院の構成に関する条文案

(一) 憲法院の任命に関する条文案

現行憲法五六条一項は、「憲法院は、九名の構成員から成り、その任期は九年で、再任されない。憲法院は、三年ごとに三分の一ずつ改選となる。構成員のうち三名は共和国大統領が、三名は国民議会議長が、三名は元老院議長が任命する。」と規定している。

一九五八年七月八日の諮問委員会は、次のように構成員の任命権者について提案した。

「第A条 ①憲法委員会は九名で構成する。四名は共和国大統領が、二名は元老院議長（もしくは元老院議長が複数いればそのうちの一人）が、二名は国民議会議長が任命する。憲法委員会の九人目の構成員は、他の構成員によつて選ばれる。」⁽¹⁴⁾

その後、A条は、七月一五日憲法草案で四八条として提案され、⁽¹⁵⁾さらに、七月一九日憲法草案では、四八条が五〇条となつて次のように修正されるのである。

「第五〇条 ①憲法院は九名で構成する。そのうち院長を含む三名は共和国大統領によって、三名は国民議会議長によって、三名は元老院議長によって任命される。」¹⁶⁾
こうして、三名の任命する憲法院構成員の人数が三名ずつと等しくなり、その後、現行条文の形が出来上がる。最終的に、本条は五六条一項に移行し、採択された。

(2) 元大統領が当然に憲法院構成員となる条文案

現行憲法五六条二項は、「前項が定める九名の構成員のほか、元共和国大統領は、当然に終身の憲法院構成員である。」と定める。

一九五八年七月一六日の諮問委員会で初めて、元大統領が憲法院構成員に加わることが次のように提案された。

「第四八条の二 前条に定める九名の構成員のほか、元共和国大統領は、当然に終身の憲法院構成員である。」¹⁷⁾

七月一九日憲法草案では、本条は移行し、五一条に規定され、その後、七月二三日および二五日に閣議に付託された憲法草案では、コティ (R. Coty) 大統領が本条を五〇条二項に移行する修正案を提出した。そのまま維持され、七月二六・二九日憲法草案で五〇条二項は五一条二項に移行した。¹⁸⁾

八月五日の憲法諮問委員会で、ブリュイネル (R. Bruynea) は本条を削除する修正案を提出したが、認められなかった。¹⁹⁾ 同時に、バラントン (E. Valantin) の提出した修正案は一時的に受け入れられ、八月八日憲法諮問委員会の修正案で採用されたが、一九五八年八月二五・二六日コンセイユ・デタの報告により原案に戻った。²⁰⁾

最終的に、八月二七・二八日コンセイユ・デタ総会で、同条は五四条二項に、一九五八年九月三日には、五六条二項に移行し、採択された。²¹⁾

二 一九五八年憲法で採用されなかった条文案

(一) 議員による提訴

トリブレ (R. Triboulet) により、五八条一項について次の修正案が提出され、一九五八年八月八日の憲法諮問委員会で、同修正案五八条一項は五七条二項に移行し、一時受け入れられた。条文案は次の通りである。

「第五七条 ②同様の目的で、法律は、共和国大統領、首相、両院の議長または三分の一の議員により、憲法院に提訴 (détentes) することができる。」⁽²⁶⁾

先の修正案で提訴権者に首相が加わっただけでなく、国民議会および元老院の各三分の一も加えられたのである。しかし、八月二一日に採択された憲法案では、「両院の三分の一の議員」の箇所が削除された。⁽²⁷⁾

(二) 事後審査制の導入

一九五八年七月八日の諮問委員会で提案された注目すべき規定は、次の条文案である。

「第G条 憲法委員会は、係争中に判断した破毀院もしくはコンセイユ・デタの要求に基づき、当該法律が申立をされる裁判所が下す判断の理由となる範囲で、(国または地方の) 法律の違憲性についての裁判権を有する。」⁽²⁸⁾

一九五八年憲法草案の段階で、二〇〇八年憲法改正によってようやく導入された事後審査制が既に提案されていたのである。しかし、同年七月一〇日頃の憲法草案では、G条は採用されなかった。⁽²⁹⁾

第二節 制定過程における条文書の検討

一 大統領の権限強化

法律の合憲性審査に関する規定が現れた最も早い時期の条文書から、違憲審査権が大統領固有の権限として提案されていたことについて検討する。現在、違憲審査に関する諸規定は、「第七章憲法院」の中に置かれているが、一九五八年憲法制定当初、法律の合憲性審査は大統領一人が持つ権限として提案されていた。このように法律について異議を唱えることができる大統領固有の権限としては、アメリカにおける大統領の拒否権が想起される⁽³⁰⁾。

アメリカにおいては、合衆国憲法一条七節二項で、大統領は、上下両院を通過した法律案が法律となる前に提出され、それに承認しない場合には、理由を付して、同法律案を発議した議院に戻すことが規定されている。アメリカでは、権力分立の構想の下、大統領は、議会に対する唯一のチェック機能として拒否権を与えられてきた。その結果、「議会＝二院制と大統領政治の安定」を維持するために有用であったのである⁽³¹⁾。

フランス憲法において、法律の合憲性審査に関する条文書のほか、憲法院構成員の任命に関しても、当初、大統領の任命による裁判官を他の任命権者によるよりも二名多くしており、ここからも大統領の権限を強めようとしていたことは明らかである。

フランス第五共和制は、大統領の権限を強化し、相対的に議会の権限を弱めることが目的であった⁽³²⁾。従って、アメリカでは権力分立を念頭に置いた立法権に対する抑制として機能していた拒否権を意識して、当初、憲法裁判所への法律付託権は、大統領固有の権限と草案されていたといえよう。

二 法律の合憲性審査機関の名称

一九五八年憲法制定過程において、法律の合憲性審査を行う機関の名称は、憲法裁判所から憲法委員会になり、その後、現在の憲法院に決定された。

最初の憲法裁判所という名称の中の「裁判所」の原語は、tribunalである。tribunalとは、一九五八年憲法以前の民事裁判所 (tribunal civil) をはじめとする裁判機関 (jurisdiction) の総称であり、行政機関 (administration) と対比して用いられる名称である。従って、当初、法律の合憲性審査は、裁判機関の権限領域と考えられていたといえよう。

しかし、その後、憲法制定過程の中で、憲法委員会という、第四共和制下で使用されていた名称が一時的に採用される。一九四六年憲法は、憲法九一条一項で「憲法委員会は共和国大統領により主催される。」とし、同条三項で「憲法委員会は、国民議会により議決された法律が憲法改正を前提としているか否かを審査する。」と定め、さらに、同法九二条三項では「憲法・筆者注」委員会は、現行憲法の第一章から第X章の規定の改正可能性について決定する権限しか持たない。」と規定していた。⁽³⁴⁾

フランスの憲法史上、後述の通り、一九五八年憲法以前にも違憲審査を行う機関は例外的に存在していた。それが、第四共和制下の憲法委員会であり、それ以前には一七九九年憲法と一八五二年憲法の護憲元老院 (conseil conservateur) であった。⁽³⁵⁾ しかし、護憲元老院は、第一・第二帝政下にあり、強い皇帝の独裁制を法的に容認する存在にすぎなかった。⁽³⁶⁾ このような護憲元老院の記憶から、第四共和制において違憲審査制が設けられることは躊躇された。

しかし、各政党の「妥協の産物」として、一九四六年憲法の「第一章憲法改正」の中に、先述の通り、憲法委員会に関する条文が挿入されたのである。⁽³⁷⁾

一九四六年憲法九一条三項は婉曲な表現を用いており、真正面から「法律の合憲性審査」の文言を使うことを避けて

いる。同条の、憲法改正を前提とする法律とは当該憲法に反する法律であるということになるが、同条の意味するところは、議会が憲法を侵害する法律を作ったということを明言せず、不注意ながら手続の誤りにより当該法律が憲法委員会に付されるという形をとるのである。

また、本制度において重大な問題点として、違憲審査権のおよぶ法律は、憲法の第I章から第X章の改正に関わる可能性があることに限定されていることが挙げられる。一九四六年憲法も、一九五八年憲法と同様、本文中には人権規定はほとんど存在せず、その前文において「一七八九年人権宣言で確立された人および市民の権利と自由ならびに共和国の諸法律によって認められた基本的な諸原則を原則に確認する」と規定し、また、「現代に特に必要な」政治的、経済的および社会的諸原理³⁷についても定めている。そのため、憲法委員会に対して、第I章から第X章の改正に関わる法律の違憲審査権を認めているということは、憲法前文の人権規定に反する法律に対して違憲審査権が及ばないことを明示的に意図しているのである。

その結果、第四共和制下の憲法委員会の活動は、一九四八年六月六日から同月一八日の期間に一度開かれたのみであり、そのうえ、内容は法律の違憲性を問題とするものではなく、単なる両院の意見の不一致に基づくものであった。³⁸従って、第五共和制の憲法草案では、以上のような問題を取り除く規定として提案されていたといえよう。

さらに、名称は憲法院 (Conseil constitutionnel) に変更される。この conseil という語は、行政系統の最高裁判所としての役割と諮問機関としての役割を持つコンセイユ・デタ (Conseil d'Etat) 等に用いられているが、「助言、答申、争訟の解決を行う会議体」を指す。³⁹

憲法院の創設について、一九五八年七月二九日には、次のような提案理由が挙げられている。

「憲法の尊重を保障するために、憲法院を創設する。憲法院は憲法の適用をコントロールする責任がある。憲法院

は議会によって可決された法文が憲法上の規定に合致することを監視しなければならない⁽⁴⁰⁾」
さらに、同年七月三十一日には、憲法諮問委員会で、次のように述べられている。

「憲法院について言及したい。法律の入念な準備のために憲法院は審査するが、それは重要な役割を持つ。…

憲法院は、立法者が実際非常に重視する機関である。また、それは一九四六年憲法における憲法委員会をかなり修正し、権限を増大している。⁽⁴¹⁾

以上のことから、憲法委員会から憲法院への名称変更は、一九四六年憲法における憲法委員会の権限を強化し、憲法の適用を監視する責任ある機関を設置することを目的とした表れであろう。権限を制約された機関のイメージを払拭すべく、憲法保障のために広い権限を有する、憲法院という新たな名称を持つ機関が設置されたといえる。

三 憲法院への提訴権者

法律の合憲性審査の提訴権者は、幾度か修正される。提訴権は先述の通り、最初は大統領固有の権利として存在していた。しかし、その後、大統領に加えて、国民議会議長および元老院議長も提訴権者となった。

これは、一九四六年憲法九二条一項において、憲法委員会は、大統領および共和国評議会 (conseil de la République) 議長の共同提案により付託されると規定されていることに由来しているといえよう。共和国評議会とは、第四共和制における第二院の名称である (一九四六年憲法五条)。第四共和制において、付託権者が執政者である大統領と立法者である共和国評議会に与えられているのは、前者が権力分立の観点から立法権に対してチェックするため、後者が二院制の観点から国民議会に対しての歯止めとなるためであろう。

一九五八年憲法では、第二院の元老院議長のみならず、国民議会議長にも権限を付与している。フランスでは、二院

の関係はほぼ対等であるが、第五共和制では、下院の優越を生み出している。⁽⁴³⁾ このような両院対等・下院の優越の流れは、この提訴権にも表れ、元老院の特権ではなく、両院ともに与えられたといえる。

当初、提訴権者に首相が含まれていない。第五共和制は大統領の権限強化を図ることを目的としており、このような大統領と首相の権限に差を設けようとしたことに表れていたのである。

しかし、最終的には、大統領、首相、両院の議長の名となり、政治機関の長は全て、法律の合憲性審査についての憲法院への提訴権を与えられることとなり、首相にも提訴権を認めたことは、執行権による立法権のチェック機能が強化されたといえよう。

なお、憲法制定過程の中で一時、議員にも提訴権を与えることが検討されていたが、その点については次項で検討する。

四 一九五八年憲法で採用されなかった条文案について

議員による提訴も、事後審査制も、一九五八年憲法では採用されなかったが、まさにそれらは、その後、憲法改正を経て、採択されるようになるのである。

議員による提訴については、それまで憲法院への提訴権者が大統領、首相、国民議会議長および元老院議長の名に限定されていたが、一九七一年結社の自由判決後に議論されるようになった。⁽⁴⁴⁾ その結果、一九七四年一〇月に、ジスカール・デスタン (Y. Giscard d'Estaing) 大統領の発案によって、議員への提訴権拡大の憲法改正が行われたのである。⁽⁴⁵⁾

この憲法改正の理由には、本改正以前は提訴権者が政治的多数派に占められていたので、申立数が極端に少なかった

ことがある。憲法院の創設以来、一九七四年まで憲法院に提訴された件数は九件であった。⁴⁶⁾ そのほとんどは、首相が立法院と行政府の権限配分を巡って提訴したものである。しかし、一九七一年結社の自由判決で憲法院が人権保障の観点から判断を行った結果、法律に関して憲法院による人権保障を積極化させるには、提訴権者の範囲を拡大することが必要であった。⁴⁷⁾

その結果、六〇名の国民議會議員および六〇名の元老院議員が憲法院へ提訴することが可能になったのである。この憲法改正により、少数派の議員による提訴が容易になったことで、野党による提訴を中心に、飛躍的に提訴件数が伸び、憲法院の人権保障機関としての役割が確立した。

事後審査制については、長い間議論されてきたが、二〇〇八年になってようやく憲法改正に至った。⁴⁸⁾ 憲法院に提訴されなかったために審査されなかった通常法律が実は違憲性の問題を抱えているにもかかわらず、フランス市民は国の最高法規である憲法を根拠に憲法院に対して訴えることができない問題を解決することが長年、求められていたのである。

事後審査制導入にあたっては、アメリカと比較したり、ヨーロッパ内での法律に対する審査制度と比較したりすることによって、条文の内容が検討された。⁴⁹⁾ 特に、審査の対象となる通常法律の範囲について、議論が続いていたが、最終的には、全ての通常法律に事後審査が認められることとなったのである。

第二章 一九五八年憲法による違憲審査制の制定理由

第一章では、フランスがこれまでの制度を見直し、特に以前の一九四六年憲法における憲法委員会に関する問題点を

改善した上で、第五共和制における大統領権限強化の目的に沿って、新たに憲法院を創設し、違憲審査権を付与したことを見てきた。この憲法院による違憲審査は、日本やアメリカの採用している司法審査型にも、ドイツの採用した憲法裁判型にも属さない、フランス独自の、「事前のみ判断を行う」ものであった。

憲法院は、創設当初、ほとんど注目されていなかった。なぜなら、憲法院は政治的機関であって、裁判機関ではないとの考えが強く、法律の合憲性審査は年に一件ほどしか行われず、主な任務は、大統領と議会の権限配分を行うことであつたからである。⁽⁵¹⁾

そこで、本章では、フランスがこのように特殊な違憲審査制を制定した理由に着目して、これまでの研究から再検討したい。

第一節 憲法起草者、ドゥブレの見解

一九五八年憲法の制定当時、司法大臣を務めたドゥブレ (M. Debré) は、「憲法の『実の父』」⁽⁵²⁾と言われている。ドゥブレは、憲法諮問委員会のメンバーとなり、ド・ゴールの憲法思想に忠実に従った憲法を起草した。⁽⁵³⁾

近年、ドゥブレの政治および憲法思想に関する研究を発表したアロマトリオ (S. Aronatario) は、一九五八年憲法における違憲審査制の創設に関するドゥブレの考えについて、次のように述べている。

合憲性審査は、ハンス・ケルゼンの影響の下、オーストリア憲法によって創設されて以来、次第に認められてきた。⁽⁵⁴⁾合憲性審査を必要とするのは、この審査なくして、最高規範に対する法規定の適合性の保障は確実でないからである。⁽⁵⁵⁾ドゥブレは、一九三六年にコンセイユ・デタが法律の合憲性審査について明確に否定したアリギ (Arrighi) 事件⁽⁵⁶⁾に関して、法律の有効性の可能な審査という意味で報告していた。すなわち、ドゥブレは、自由の尊重および保障は全ての

民主主義国家の中心になければならないと考えたのである。⁽⁵⁶⁾ 準備された憲法草案とともに、自由に対する上位規範の価値を与えることでこの保障について再び検討した。それらを侵害すると、人間に対する基本的諸権利を冒すだけでなく、民主主義のメカニズムもゆがめると考えた。さらに、国家の権限を全てにおいて基礎づけ、制限する数多くの法規範が存在する。そのため、それらは上位規範によつて保障されることが要請された。その結果、フランスにおける裁判の伝統において存在しなかった風土の中で、この改革に着手するために、一方でこれらの基本的自由を明記すること、それらを保障するために特別な裁判所 (tribunal) を創設することが検討されていたのである。

基本的政治的自由について、一九五八年憲法の制定にあたり、草案では、第一章に「市民の諸権利」の宣言を置いていた。しかし、ドゥブレはそれを認めなかった。⁽⁵⁷⁾ ドゥブレによる草案の前文は共和国の基本的原則、「統一性と不可分性」、「教育の自由」、「財産権」、「国家が保障しなければならない労働の自由」を概括した。ドゥブレは、国の責務のうち、尊厳を保障する責務を象徴しなければならないと考えたのである。⁽⁵⁸⁾ つまり、「重要な諸法律とは、すなわち社会サービスは全ての人生で人の自由な生活を与えるものである」という。草案作成のメンバーは、固有の諸権利を明確に回復し、近代的な宣言を明記することを望んでおり、ドゥブレは、フランスとヨーロッパが「社会生活における基本的諸権利が軽んじられ、その軽視を操る政治的隷属の時代」を経験してきた事実によつて、この選択を正当化するのである。フランス人およびフランスにとつて、「正しい主張は、人間の神聖な諸権利を再び記す不要な宣言をせずに、横暴およびプロバガンダの影響を打破する」⁽⁵⁹⁾ と考えたのである。

社会生活の現代的な条件に適用する草案が準備されていたが、その規定は諸自由を明確化するのに限定されていた。一条から五条は、言論の自由、表現の自由、教育の自由、結社の自由、宗教の自由などである。ドゥブレは、最初の草案を検討し、一一一条を追加し、「基本的な政治的自由に対する法律の廃止の請求を判決する」ことを使命に持つ「特別

裁判所」の創設を考える。しかしながら、それら全てが明示されることはなかったが、「市民のある政治的権利、その尊重は国民の意思の表明に欠かすことができない」と考えた。その自由とは、「個人の自由、公的言論の自由および宗教の自由、報道の自由、教育の自由」に関わることであり、「市民の諸権利」の中で述べられた他の権利および自由は、保障されると考えていなかったのである。⁽⁶⁰⁾

特別裁判所について、ドゥブレは、議会の行為について判事 (Juges) が統制することは、フランスの政治システムに反すると考え、主権を持つ国民よりも上に感じる権限を嫌った。その結果、政治的要求に対して大きな地位を占めるような、一方で裁判官 (magistrats) の立場で、他方で議会の立場として権限を有する機関を創り上げたのである。⁽⁶¹⁾ 以上のように基本的政治的自由を捉え、ドゥブレは、フランス独自の合憲性審査を採用したのである。

第二節 違憲審査制の制定理由に関する再検討

前節の通り、憲法起草者ドゥブレの考えも相まって、一九五八年憲法により憲法院は創設され、それまで長い間拒絶されてきた違憲審査権を与えられたのである。日本でもこれまでフランス違憲審査制について研究されてきた。⁽⁶²⁾ とりわけ、本節では、フランスが、事後的に憲法問題を解決するドイツ型およびアメリカ型とも異なる独自の違憲審査制を採用した理由について、これまで論じられてきた内容から再検討したい。

一 一九五八年憲法に至るまでの違憲審査制の歴史

アンシャン・レژیム期、高等法院 (Parlement) は司法権のほか、立法権および行政権に関わる権限を有しており、一七世紀にその権限が最大限に発揮されるようになって、国王法に対する審査権が認められるようになっていた。⁽⁶³⁾ しか

し、これらの権限をもって国王に対立し、市民の支持を得ていたのは、フランス革命の初期までである。⁽⁶⁴⁾その後、特権階級である高等法院の裁判官は、結局は革命側とは立場を異にし、対立していく。その結果、市民は司法裁判所に対して不信任感を募らせ、同裁判所に違憲審査権を認めないこととなる。⁽⁶⁵⁾この点について、ファボル（L. Favoren）は、高等法院による権力濫用により、司法に対する不信が生まれ、革命期の政治家は、裁判所が立法権を統制することを禁じるのみならず、執行権を統制することさえも認めなかつたという。⁽⁶⁶⁾彼らは、権限を統制しなければならぬのは、執行権であつて、立法権ではないと考へた。それゆゑ、執行権に対しては、その後、コンセイユ・デタが統制することになつたのである。

フランス革命期前後に活躍した政治家シエース（E. Sieyès）は、アメリカで一八〇三年にマーベリー対マディソン事件判決⁽⁶⁷⁾によって違憲審査制が確立するよりも前に、一七九五年憲法の草案過程で、憲法陪審（*jurie constitutionnaire*）案を提示していた。そこでは、「憲法を保障するために立法府の行為でさえ審査しなければならぬ⁽⁶⁸⁾」ことを示したのである。憲法陪審の構成員は議員出身者から選ばれ、憲法問題の提訴は議員のみならず市民も個人で行うことができた。憲法陪審の制度は、司法裁判所による審査を避け、政治的機関が違憲審査を行うことで、憲法を保障する役割を担っていたのである。⁽⁶⁹⁾しかし、この制度は、議会主権の考へを主張する立場をはじめ様々な反対により実現することはなかつたが、シエースの考へは一九五八年憲法による憲法院の創設にも引き継がれたといえる。⁽⁷¹⁾

一七九九年憲法および一八五二年憲法の護憲元老院は、シエースの憲法陪審案をもとに創られ、法律の違憲審査権を付与されたが、ナポレオンの独裁を容認する存在にすぎず、憲法保障機関として機能することはなかつた。⁽⁷²⁾このように制度が失敗した結果、その後長らく、法律を審査する機関は創設されず、政治的機関による統制は信用を失つていたといえよう。⁽⁷³⁾

一八七五年憲法は七〇年間とフランスで最も長く維持されていた憲法である。違憲審査制に関する規定はなかったものの、違憲審査制に関して議論が活発化したのは、この第三共和制下であった。⁽⁷⁴⁾

当時、違憲審査制の議論については、政治家、学界、学説、同様に新聞も、好意的に扱っていた。⁽⁷⁵⁾ 一八七五年一月と二月には、日刊紙「ル・タン (Le temps)」がバルテレミー (Barthelémy)、デュギー (Duguit)、ローラン (Rolland)、そしてオーリユー (Hauriou) の一連の論説を掲載し、それからさらに世論が加わった。このテーマについての主張は増えていき、法律雑誌において学術的議論へと発展し、大学教授とみなされている人たちは、違憲審査の制度化を支持する。オーリユーはもちろん、ブダン (Bédant)、ストラスブール (Strasbourg) 大学法学部長、モワイエ (Moje) モンプリエ (Montpellier) 大学法学部長、モロー (Moreau) エクス・マルセイユ (Aix-Marseille) 大学法学部長、そしてデュギーもまた、教科書の初版で法律の合憲性審査が不可能とする論文を出したが、第三版では「私は間違っていた」と書くのである。⁽⁷⁶⁾

このような経緯の理由について、ルソー (D. Rousseau) は、今日に至るまで常にその反応が見られる三つの主要な理由に依拠していると指摘する。⁽⁷⁷⁾ まず、一九二八年にバルテレミーが発表した論文のタイトルにも示されている「代表制民主主義の危機」である。選挙人の一部しか代表しない単なる多数派が国民議會を占め、世論の一般意思の表明を付与することによって、政治家が経済的利益のために隷属状態となり、法律に関して一般意思の表明の長所を奪うというのである。次に、一七九〇年八月一六日から二四日法律によると、法律の合憲性についての司法審査を禁止していると解釈されることがわかるといふ。最後に、法律相互の対立に決着をつける裁判官の機能を挙げる。それは、法律と憲法の間に対立に関して権限を有し、階層的に上下の序列によって裁判規範の尊重を保障するというのである。この議論について、エスマン (Esmein) やジエズ (Jéze) は、権力分立の原則を厳格に適用すると法律の合憲性審査は禁止さ

れると考え続けているが、憲法改正案は、何度も繰り返し提出され、討論されたので、世論の動向はとても重要であるという。

この時期、ブノワ (C. Benoist) とロシユ (J. Roche) が憲法改正案を提出しているが、この点は二〇〇八年の憲法改正による事後審査制導入の理解に役立つとルソーは指摘する。⁽⁷⁸⁾ ブノワは、一七八九年の人権宣言を憲法に取り入れ、最高裁判所 (Cour suprême) を設置し、最高裁判所が立法府による権利侵害の有無について判断することを提案している。⁽⁷⁹⁾ この最高裁判所は、閣議のデクレによって任命された九名で構成され、その構成員は破毀院、コンセイユ・デタ、〔フランス学士院の・筆者注〕倫理学および政治学分野 (Académie des sciences morales et politiques) の法律学科、各大学の法学部ならびに弁護士会によって作成された二〇名のリストに基づいて任命されるというものであった。それに対して、ロシユは、最高裁判所として破毀院が、各部をまとめて合同の大法廷を開き、「立法権もしくは行政権によって」憲法上の諸権利が侵害されたとして市民が訴えた場合に判断する責務を負うことを提案していたのである。⁽⁸⁰⁾

一九四六年憲法において、先述の通り、違憲審査権を持つ憲法委員会が設置されたが、以前の護憲元老院が独裁を容認した形となったことから、憲法委員会の権限は弱いものとなった。⁽⁸¹⁾ その結果、憲法委員会はほとんど開かれず、この制度は形骸化していたといえる。⁽⁸²⁾

以上から、一九五八年憲法が制定される段階ではこれまでの歴史の影響を多少なりとも受けているのがわかる。また、二〇〇八年の憲法改正による事後審査制の導入までの流れを考えると、その端緒が過去の歴史の中にあつたといえよう。

二 一九五八年憲法によるフランス独自の違憲審査制の制定理由

一九五八年憲法により、憲法院が創設された理由は、これまでも論じられてきたように、ド・ゴールの強い影響を受

けて、第三・第四共和制の政治体制を転換させ、議會制を合理化し、大統領の権限を強化するためであった。⁽⁸³⁾

そこで、本項では、フランスがアメリカの司法審査制ともドイツの憲法裁判所とも異なる独自の憲法院という機関を創設し、違憲審査権を付与した理由について検討する。

ファボールは、アメリカの司法審査との比較を行うことで、ヨーロッパがアメリカ型を選択せずに、しかしアメリカ型の影響も受けている独自の憲法裁判制度を選択した理由を捉えることができる⁽⁸⁴⁾と論じている。

ファボールは、まず、法律の「神聖化」が理由の一つである⁽⁸⁵⁾という。イギリスの議會主権の伝統と同様に、フランスにも、ルソーの思想に基づいて「法律は一般意思の表明」と捉え、議會中心主義が長らく続いていた。従って、法律が市民の権利を侵害するとは考えられてこなかったのである。

次に、権力分立の観点が理由である⁽⁸⁶⁾。立法院は、憲法との整合性に関して、法律制定時に、法律が憲法に適合しているか否かを検討し、問題が生じる場合には、立法院において当該問題を解決することが望まれた。さらに、ヨーロッパでは、ランベールがアメリカの「裁判官政治」の問題を取り上げて以来、アメリカの司法審査が立法院の権限を妨害し、裁判官が立法を行うことの問題が意識されるようになったのである。

最後に、ファボールは、法律の前の平等の觀念が理由⁽⁸⁷⁾という。司法審査 (Judicial Review) による適用違憲判決の効力は、当該事件に限って適用が違憲であるが、ある個人のみを対象に効力をもたらすことは、今日においてさえ正義に反すると考えられているからであると締めくくる。

また、ルソーは、フランス憲法院の創設理由について次のように論じる。一九五八年憲法は、権限がはっきりと識別されない点であいまいな憲法として受け取られる。すなわち、一九五八年憲法は、一方では議院内閣制の憲法であり、他方では首相中心の憲法であり、さらに、ボナパルティスト、オルレアニストなどにとっては、既に大統領の憲法であ

る。そのことは、憲法院の創設においても同様であるとい⁽⁸⁸⁾。

この制度は新しく、フランスの伝統と縁を切ったように見えるが、この創設によって、憲法制定者が法律の合憲性審査を制定したと考えるのは難しいという理由を、ルソーは次のように説明する。熟考の末、新たな組織を「上級裁判所 (Cour)」、ひま「下級裁判所 (Tribunal)」ひまなく、「院 (Conseil)」と名づけることを選択し、その判決によって「公権力、全ての行政機関および裁判機関は拘束される」と規定している。憲法院の構成員が職業裁判官とはならず、大統領、首相、元老院議長および国民議会議長の四名に提訴を留保することで、憲法制定者は真の意味での憲法裁判機関を創設しない意思をはっきりと示しているとい⁽⁸⁹⁾のである。

この強い目的は議会の主導権を終わらせることであり、この論理において、憲法院の創設は、「議會を監視する」、すなわち、政府の権限を侵害するのを妨げ、もしくは内部の諸規則によって失われた権限を取り戻すことを妨げること、特に貢献しなければならなかったのである。慣例に従って、行政と立法の間の権限の境界をただ監視するのであって、憲法院は基本的諸権利の擁護者ではなかった。⁽⁹¹⁾一九五八年憲法の憲法諮問委員会における、特に一九五八年八月七日の議論の時に、一七八九年人権宣言と一九四六年憲法前文が合憲性審査のための準拠規範に資すること、議会の少数派が憲法院に提訴できること、または、重要な点として、破毀院もしくはコンセイユ・デタが憲法院へ合憲性の問題を移送できることが提案されたが、同修正案は却下されたことも指摘されている。

また、ルソーは次のようにも説明する。おそらく憲法制定者の意図は明確であるが、その意図は、憲法院に法律の合憲性を審査する役割を与える憲法六一条の文言の中では消えている。常によりいつそう権限を拡張しようとする機関全体の自然的な流れによって、条文を一般化するために、憲法院は制定者から次のように逃れることができた。すなわち、憲法院は、一九五八年に示された考えに反して、一七八九年人権宣言および一九四六年憲法前文が憲法的価値を持つと

判断できたというのである。⁽⁹²⁾これによって人権保障機関として強く確立されたことで、憲法院は、立法府に対して基本的諸権利を尊重するよう審査することとなったという。⁽⁹³⁾

以上のような制定理由から、アメリカのように司法裁判所が違憲審査権を持つのではなく、ドイツのように裁判機関として憲法裁判所が判断するのではなく、法律が発効する前に、立法過程の中で憲法院が法律の合憲性を判断する制度を構築したといえよう。

むすび

本稿で論じてきたように、フランスは、一九五八年憲法により憲法院を創設するにあたって、当初、憲法院を議会の監視役として捉え、人権保障機関としての役割は求められていなかった。また、既に確立していた他国の違憲審査制を比較・検討していたが、裁判所と立法府・執行府との関係の伝統的な違いにより、フランスにアメリカの制度もドイツの制度も導入することはなかった。

しかし、フランスは、二〇〇八年の憲法改正によって、憲法院が法律の事後審査機能も合わせ持つなど、権限を拡大させてきた。⁽⁹⁴⁾その改正理由を見ると、市民の新たな権利として、法律の合憲性の問題を提訴できる制度を導入したのであって、その根底には、人権保障機関としての憲法院の役割が望まれている。一九五八年当初には、採用されなかった人権保障機能について、二〇〇八年の憲法改正を経て、これまで十分でなかったところを発展させていくことになる。

すでに、二〇一〇年三月に、法律の事後審査制についての憲法六一条の一の適用に関する組織法律が施行されたことにより、市民の提訴に基づく憲法院への提訴が行われるようになった。⁽⁹⁵⁾現在、憲法院は次々と発効後の法律の合憲性に

ついて判断している。今後は、事後審査の手續の問題について検討していく必要があるろう。

日本において違憲審査制の問題が論じられるようになって久しいが、この問題を考えるに当たり、二〇〇八年に事後審査制という新たな制度を導入したフランスの違憲審査制を検討しながら、日本に振り返って考えることを今後の課題としたい。

- (1) 朝日新聞二〇〇九年九月三〇日夕刊。
- (2) 加藤紘捷「イギリスの新しい独立の最高裁判所考」日本法學七五巻三三号(二〇一〇年)八三三頁以下、田島裕「新しいイギリスの最高裁判所——Bloom-Cooper, Dickson, and Drewry (eds.), *The Judicial House of Lords 1876-2009* (Oxford U.P. 2009) の紹介」法の支配一五七号(二〇一〇年)五一頁以下、アンドリュース・ニール(溜笥将之訳)「イギリス最高裁判所——イギリス連合王国の最上級審裁判所について考える」法の支配一九号(二〇一〇年)六五頁以下、高野敏樹「イギリスにおける『憲法改革』と最高裁判所の創設——イギリスの憲法伝統とヨーロッパ法体系の相克——」上智短期大学紀要三〇号(二〇一〇年)八三頁以下参照。
- (3) 拙稿「フランス憲法院の事後審査に関する憲法六一条の創設——二〇〇八年憲法改正による市民への提訴権拡大の動向」同志社法学六二巻三三号(二〇一〇年)二〇七頁以下。
- (4) L. Favoreu, *Quelle place fait-elle au Conseil constitutionnel ?*, <http://www.Conseil-constitutionnel.fr/dossier/quarante/418.htm>
- (5) C.G., *Décision n° 71-44 DC du 16 juillet 1971, Rec.*, p.29, *RJ/C*, p. 1-24. 山元教授は「憲法院の人権保障機関への転換を「メタモルフォーゼ」と表現してゐる。山元「憲法院の人権保障機関へのメタモルフォーゼ——結社の自由判決」フランス憲法判例研究会編『フランスの憲法判例』(信山社、二〇〇二年)一四二頁。
- (6) 拙稿・前掲注(3)二〇七頁以下。
- (7) Note préparées pour le Conseil interministériel du 30 juin 1958, *Documents pour servir à l'histoire de l'élaboration de la constitution du 4 octobre 1958 : vol. I. Des origines de la loi constitutionnelle du 3 juin 1958 à l'avant-projet du 29 juillet 1958*, La Documentation Française, 1987, p.312.
- (8) *Projet relatif au Comité constitutionnel soumis au groupe de travail le 8 juillet 1958, supra note (7)*, pp. 387-388.

- (9) Avant-projet de Constitution (vers le 10 juillet 1958), *supra note* (7), pp. 423-425.
- (10) *Ibid.*
- (11) Avant-projet de Constitution du 15 juillet 1958, *supra note* (7), pp. 437-438.
- (12) Avant-projet de Constitution du juillet 1958, *supra note* (7), pp. 466-467.
- (13) Choix propose au Comité interministériel du 1^{er} septembre 1958, *Documents pour servir à l'histoire de la constitution du 4 octobre 1958 : volume III. du conseil d'état au référendum 20 août-28 septembre 1958*, vol. III. Du Conseil d'État au référendum 20 août-28 septembre 1958, La Documentation Française, 1991, p.521.
- (14) Documents relatifs à la réunion du groupe de travail du 8 juillet 1958, *supra note* (7), pp. 387-388.
- (15) Avant-projet de Constitution du 15 juillet 1958, *supra note* (7), pp. 437-438.
- (16) Avant-projet de Constitution du juillet 1958, *supra note* (7), pp. 466-467.
- (17) Modification proposées par le groupe de travail le 16 juillet 1958, *supra note* (7), p. 445.
- (18) Avant-projet de Constitution du juillet 1958, *supra note* (7), pp. 466-467.
- (19) Avant-projet de Constitution des 26/29 juillet 1958, *supra note* (7), pp. 511-512.
- (20) Comité consultatif constitutionnel, groupes de travail (5 août 1958), *Documents pour servir à l'histoire de l'élaboration de la constitution du 4 octobre 1958 : vol.II. le comité consultatif constitutionnel de l'avant-projet du 29 juillet 1958 au projet du 21 août 1958*, La Documentation Française, 1987, pp.145-147.
- (21) Propositions de modifications adoptées par le Comité consultatif constitutionnel, 8 août 1958, *supra note* (20), pp.358-360.
- (22) Conseil d'État, Commission constitutionnelle, 25 et 26 août 1958, *supra note* (13), pp.161-165.
- (23) Conseil d'État, Texte de la Commission constitutionnel, *supra note* (13), pp.244-245.
- (24) Avant-projet de Constitution diffusé en vue du Conseil des ministres du 3 septembre 1958, *supra note* (13), pp.583-584.
- (25) Comité consultatif constitutionnel, groupes de travail (5 août 1958), *supra note* (20), p. 147.
- (26) Propositions de modifications adoptées par le Comité consultatif constitutionnel, 8 août, *supra note* (20), p. 359.
- (27) Projet de Constitution transmis au Conseil d'État le 21 août 1958, *supra note* (13), pp. 18-19.

一九五八年憲法におけるフランス違憲審査制の制定経緯 同志社法学 六三巻五号 四七二(二五九〇)

- (28) Documents relatifs à la réunion du groupe de travail du 8 juillet 1958, *supra note* (7), pp. 387-388.
- (29) Avant-projet de Constitution (vers le 10 juillet 1958), *supra note* (7), pp. 423-425.
- (30) 間宮庄平「アメリカ大統領の拒否権限の法制度的妥当性——立法機能とその効用——」法政論叢四一巻一号(二〇〇四年)四〇頁。
- (31) 間宮・前掲注(30)三九〜四〇頁。
- (32) 第五共和制への転換については、主に次を参照。樋口陽一『現代民主主義の憲法思想——フランス憲法および憲法学を素材として——』(創文社、一九七六年)、勝山教子「フランス第五共和制における『合理化された議院制』の構造とその改革(一)(二・完)」同志社法学四〇巻六号一一六頁以下、四一巻一号一二五頁以下(一九八九年)。
- (33) 山口俊夫編『フランス法辞典』(東京大学出版会、二〇〇二年)六〇三〜六〇四頁。
- (34) 一九四六年憲法の条文訳については、中村義孝『フランス憲法史集成』(法律文化社、二〇〇三年)二二五頁〜二六頁。
- (35) 護憲元老院について、一七九九年憲法二二条は「護憲元老院は、裁判所もしくは政府により違憲として付託された全ての文書を有効または無効とする」と規定した。また、一八五二年憲法二九条は「護憲元老院は、政府により違憲として付託されるか、もしくは同じ理由で市民の請願により告発された全ての文書を有効または無効とする」と規定した。しかし、実際には、護憲元老院は憲法裁判所としての機能を持たず、議会の手続上の誤りについて指摘するにすぎなかった。Présidence de la République, http://www.elysee.fr/elysee/francais/bienvenue_a_L_elysee_2.htm, 山口俊夫「概説フランス法・上」(東京大学出版会、一九七八年)八九頁、一九四頁、藤田晴子「フランス憲法院の特徴」田中二郎先生追悼論文集『公法の課題』(有斐閣、一九八五年)四四一頁。
- (36) 深瀬忠一「フランスの憲法審査院——その性格と実績——ジュリスト二四四号(一九六二年)三四頁。
- (37) 第四共和制の憲法委員会については、野村敬造『憲法訴訟と裁判の拒絶』(成文堂、一九八七年)五五頁〜五八頁、杉原泰雄「フランスにおける違憲立法審査の歴史と理論」一橋大学研究年報法学研究四号(一九六二年)五〇頁〜五九頁参照。
- (38) 杉原・前掲注(37)五九頁。
- (39) 山口・前掲注(35)一一二頁。
- (40) Exposé des motifs de l'avant-projet de Constitution du 29 juillet 1958, *supra note* (7), p. 520.
- (41) Exposé des motifs de l'avant-projet de Constitution du 29 juillet 1958, *supra note* (7), pp. 525-526.
- (42) 中村・前掲注(34)二二五頁。

- (43) 大山礼子『フランスの政治制度』（東信堂、二〇〇六年）九七頁。
- (44) 拙稿「フランス憲法院の人権保障機能の再検討（上）——市民への提訴権拡大の可能性——」同志社法学六〇巻四号（二〇〇八年）五五―五六頁。
- (45) P. Juillard, *Difficultés du changement en matière constitutionnelle : l'aménagement de l'article 61 de la Constitution*, *RDP*, n° 6, 1974, p. 1703.
本憲法改正については、中村睦男「フランス憲法院の憲法裁判機能への進展」北大法学論集二七卷三・四号（一九七七年）六一―九頁以下参照。
- (46) C.G., <http://www.conseil-constitutionnel.fr/conseil-constitutionnel/francais/les-decisions/saisies-par-date/decisions-depuis-1958/4614.html>
- (47) 拙稿・前掲注（44）五五―五六頁。
- (48) 拙稿「フランス憲法院の人権保障機能の再検討（下）——市民への提訴権拡大の可能性——」同志社法学六〇巻四号（二〇〇八年）一〇五頁以下。
- (49) 拙稿・前掲注（3）二〇七頁以下。
- (50) 拙稿・前掲注（3）二二二頁以下。
- (51) 拙稿・前掲注（44）五三頁。
- (52) 深瀬忠一「フランス第五共和制憲法の成立とその基本構造」ジュリスト一九四号（一九六〇年）三九頁。
- (53) 一九五八年憲法は、「ユオリスト憲法」としての特質」を持つとも指摘されている。深瀬・同上。
- (54) S. Aromatario, *La pensée politique et constitutionnel de Michel Debré*, LGDJ, 2006, p. 101.
- (55) C. E. 6 novembre 1936, Arrighi, S. 1937, 3. 33. コンヤヌ・テタ判決の内容については、以下を参照。野村・前掲注（37）五三頁、杉原・前掲注（37）五〇頁。
- (56) この点については、二〇〇六の大戦中に社説で述べられたリップマン（W. Lipmann）の影響を受けつつあると指摘されている。S. Aromatario, *supra note* (54), p. 101.
- (57) *Ibid.*
- (58) *Ibid.*
- (59) S. Aromatario, *supra note* (54), p. 102.
- (60) *Ibid.*
- (61) *Ibid.*

- (62) フランスの違憲審査制の歴史が、特に取り上げられている主な文献として、以下を参照。F. Luchaire, *Le Conseil Constitutionnel* : Tome I - *Organisation et Attributions*, 2e éd., *Economica*, 1997. シャルル・アイゼンマン、レオ・ハマン (三好充訳) 「フランスにおける憲法裁判権」産業経済研究一九卷一号 (一九七八年) 四九頁以下、同二〇卷二号 (一九七九年) 一六三頁以下、同二卷一号 (一九八〇年) 八一頁以下、山本浩三「フランスにおける法律の審査」磯崎龍五郎先生喜寿記念『現代における「法の支配」』(一九七九年) 一三九頁以下、野村・前掲注(37)、杉原・前掲注(37)二三頁以下参照。
- (63) 山本・前掲注(62) 一四〇頁、杉原・前掲注(37) 三二頁。
- (64) 山本・前掲注(62) 一四一頁。
- (65) 山本・前掲注(62) 一三九頁以下。
- (66) ルイ・ファボル (植野妙実子訳) 「憲法裁判の比較——アメリカ型とヨーロッパ型」L. ファボル他 (植野妙実子編訳) 『フランス公法講演集』(中央大学出版部、一九九八年) 一五一―一五二頁。
- (67) *Mabury v. Madison*, 5 U.S. (1 Cranch) 137 (1803).
- (68) 山本・前掲注(62) 一四四頁。
- (69) 山本・前掲注(62) 一四六―一四七頁。
- (70) 杉原・前掲注(37) 三五頁。
- (71) 山本・前掲注(62) 一四四頁。
- (72) 杉原・前掲注(37) 三八頁、四六頁。
- (73) D. Rousseau, *La question préjudicielle de constitutionnalité : un big bang juridique?*, *RDP*, 2009, p. 633. 矢口教授は、次の理由から護憲元老院に「憲法院の起源をみることは不可能」という。それは、その構成が八〇―一五〇名と会議体からなり、その権限が広汎であるからである。この制度の失敗がその後、フランスにおいて違憲審査制を導入することが抑制されたと指摘する。矢口俊昭「フランスの憲法裁判」菅部信喜編『講座・憲法訴訟第一巻』(有斐閣、一九八七年) 一五四頁。
- (74) D. Rousseau, *supra note (73)*, pp. 633-635.
- (75) D. Rousseau, *supra note (73)*, pp. 633-634.
- (76) D. Rousseau, *supra note (73)*, p. 634.

- (77) *Ibid.*
- (78) D. Rousseau, *supra note* (73), p. 635.
- (79) *Ibid.*, 杉原・前掲注(37) 四八―四九頁。
- (80) *Ibid.*, 杉原・前掲注(37) 四九頁。
- (81) 杉原・前掲注(37) 五一頁。
- (82) 深瀬・前掲注(36) 三五頁。
- (83) 矢口・前掲注(73) 一五三―一五五頁。勝山・前掲注(32) 一一九―一二二頁。
- (84) ファボルー(植野訳)・前掲注(66) 一四七頁以下。
- (85) ファボルー(植野訳)・前掲注(66) 一五一頁。
- (86) 同上。
- (87) ファボルー(植野訳)・前掲注(66) 一五一頁。
- (88) D. Rousseau, *supra note* (73), pp. 635-636.
- (89) D. Rousseau, *supra note* (73), p. 636.
- (90) *Ibid.*
- (91) *Ibid.*
- (92) D. Rousseau, *supra note* (73), p. 637.
- (93) *Ibid.*
- (94) 拙稿・前掲注(44) 四七頁以下、拙稿・前掲注(48) 一〇五頁以下、拙稿・前掲注(3) 二〇七頁以下参照。
- (95) 拙稿「市民の提訴に基づく初のフランス憲法院判決―憲法六一条の一の適用に関する組織法律制定から二〇一〇年五月二八日判決に至るまで―」同志社法学二卷四号四六九頁以下。